

藤枝市史だより

第17号

平成19年12月20日発行
編集・発行 藤枝市郷土博物館
博物館管理課 学芸係
〒426-0014
藤枝市若王子5000 蓮華寺池公園内
TEL 0554(645)11000

E-mail
fujieda-muse@ny.tokai.or.jp

「藤枝堤」の再興

武田信玄の施策のひとつとして、釜無川と御勅使川の治水事業が有名です。いわゆる「信玄堤」に関する普請は、弘治年間（一五五五～五七）にはじまり永禄三年（一五六〇）には完成していたとされ、その工事は、釜無川と御勅使川の河道を安定させるための掘削と、堤防（川除）の築造が主体でした。

さて、藤枝市域に関係する武田氏発給文書には、瀬戸



▶武田家朱印状（「藤枝市史」資料編2より転載）

川の「藤枝堤」の築造に関する文書があります。孕石元泰は今川氏の家臣で、武田信玄の駿河侵攻にともなって武田氏に臣従した武將で、永禄十二年（一五六九）四月に信玄より所領の安堵を受けています（『藤枝市史』資料編2 古代・中世 資料番号三八九）。さらに、元亀二年（一五七二）三月には信玄から「鬼岩寺領」として「百五拾貫文」などを重ねて宛行われており（『同』資料番号四二五）、その翌年の二月二十三日付けの二通の武田家朱印状により、旧来のごとく鬼岩寺門前に市を立てること（『同』資料番号四三〇）と、藤枝堤再興の普請が必要になったので郷民の普請役を免除すること（『同』資料番号四二九）が命ぜられています。

藤枝堤の位置については不明ですが、鬼岩寺領内に瀬戸川の藤枝堤があり、洪水で堤防が決壊して市も流出してしまったため、両者の再興が領主である孕石元泰に命

ぜられ、堤再興の普請を負担する郷民には、普請役（おそらく田中城の普請役）が免除されたと解釈できます。

ところで、それから八年後の天正七年（一五七九）五月に、武田勝頼が再び孕石元泰に「藤枝堤」の再興に関して郷民の普請役免除をおこなっており（『同』資料番号五四八）、その文面は前回の朱印状とほとんど同じです。八年かかって堤の普請が完成しなかったとは考えられないので、一度再興された堤がまた破損したためその修築が命ぜられたとするのが一番自然な解釈ですが、前回の朱印状とほとんど同じ文面なのが少し気になります。

またその五カ月後の十月に、藤枝郷鬼岩寺の田島の開作を新百姓に申し付ける武田家朱印状（『同』資料番号五六六）と、孕石私領鬼岩寺分の堤の普請について今後破損の折は再興を命ずる旨の武田家朱印状（『同』資料番号五六七）が出されています。

前者の宛所は孕石元泰ですが、後者の宛所は依田信蕃となっています。この時期孕石元泰は徳川家康との攻防戦が続いていた高天神城に在城しており、堤再興の普請の差配ができないため、田中城に在番していた依田信蕃に堤の維持管理が命ぜられたと解釈できますが、武田氏の地域支配のあり方を考えるうえで興味深い事例です。

田島の開作を命じた武田家朱印状では、市場・伝馬屋敷を開作の百姓に出し置くという措置がとられています。瀬戸川の堤防築造によって流路を安定させ、氾濫原を開拓して田畑となすことに対して、農民が消極的な態度をとっていた状況がみてとれます。

藤枝堤の再興に関しては今しばらく検討を深めて、通史編の原稿執筆に活かしたいと考えています。

（中世担当調査委員 小川隆司）

／静岡県立島田商業高等学校教諭）

新刊!!

藤枝市史

資料編1

考古

A5版 巻頭カラー一六ページ 本文八四五ページ

四、〇〇〇円

藤枝市内で知られている一五六遺跡のうちから、時代別に五章に分けて重要遺跡二二八項目を掲載しました。各項目ごとに遺跡位置図を掲出、地形図・遺構図・遺物実測図を交えて詳しく解説をしています。考古学史上の重要遺跡である下敷田遺跡や御子ヶ谷遺跡をはじめ、第二東名高速道路建設事業に伴う最新の調査成果まで幅広く収録しています。巻末には市内の全遺跡について時代別の集成表を掲載しています。

第一章 旧石器・縄文時代

天ヶ谷遺跡出土遺物ほか市内で採集された石器類などの初公開資料の遺物実測図掲載、二〇遺跡を収録。

第二章 弥生時代

土器編年の指標として知られる上藪田モミダ遺跡・上藪田川の丁遺跡・清水遺跡など、一八遺跡を掲載。

第三章 古墳時代

静岡県内でも屈指の古墳の集中地域として知られる藤枝地域の、著名な古墳・古墳群を多数紹介。五鬼免古墳群・仮宿沢渡古墳群・若王子古墳群などの前・中期古墳、白砂谷古墳群・瀬戸古墳群・南新屋古墳群・八幡古墳群・正勝山古墳群・風呂ヶ谷古墳群などの後期古墳、水守遺跡・郡遺跡などの集落遺跡、新発見で市内最古の須恵器

窯の衣原一号窯など、初公開資料を含む四八の古墳・遺跡を掲載。

第四章 奈良・平安時代

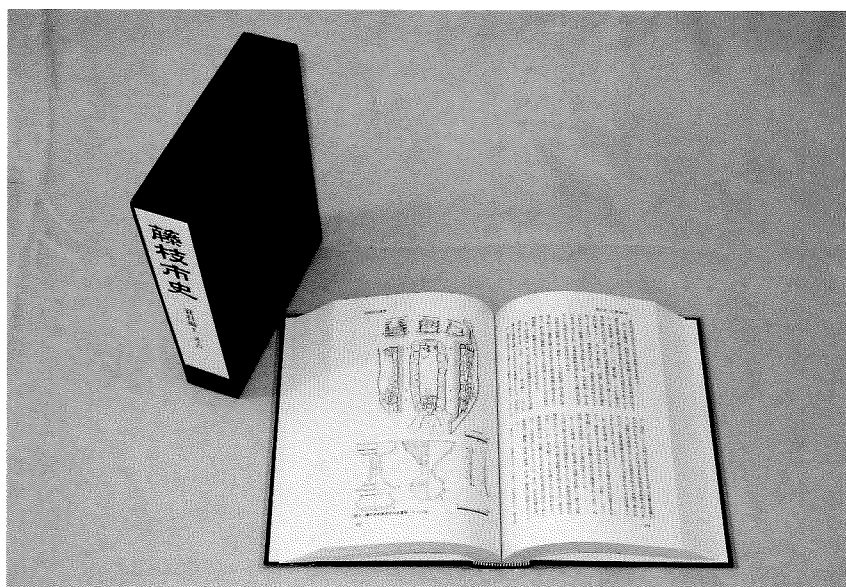
古代、志太郡・益頭郡の郡衙に比定されている御子ヶ谷遺跡・郡遺跡のほか、秋合遺跡・水守遺跡などの官衙関連遺跡、駿河国に製品が流通した須恵器・灰釉陶器窯である助宗古窯跡群など、二二遺跡を掲載。

第五章 鎌倉時代以降

特徴的な同心円形の縄張りで著名な田中城跡などの城跡、鬼岩寺石塔群など市内の主要な石塔群の調査成果などを初公開。中世・近世の二〇遺跡を掲載。

その他

藤枝市内遺跡一覧、遺跡分布図、参考文献一覧



事務局からの

ごあんない

交代しました

市史編さん委員

(平成一九年四月一日より)

新 中山直 (藤枝市教育長)

旧 松村俊三

新 内藤洋介 (藤枝市議会議長)

旧 館正義

新 永田断 (藤枝市自治会連合会代表)

旧 大石夏雄

刊行しました

藤枝市史研究第八号

一、〇〇〇円

◇研究ノート

菊池吉修「高田観音前二号墳出土の胡籙金具」、海野一徳「駿州田中城古図からみる江戸時代初期の田中城の改修」

◇資料紹介

湯之上隆「菅沼貞俊『海道くだり』について」、北原勤「市内小中学校所蔵資料」

◇学習会

齋藤新「近代都市藤枝の形成」

藤枝市史叢書11

近世初期藤枝市内検地帳(復刻)

六〇〇円

市内に残る近世初期の検地帳のうち、慶長四年(一五九九)の中村一氏によって行われた太閤検地の際の検地帳、および慶長九年(一六〇四)の江戸幕府による最初の検地の際の検地帳三点を収録しました。

◇慶長四年 志太郡内瀬戸村

◇慶長九年 志太郡内瀬戸村、築地村、

谷稲葉村

販売しています

藤枝市史

◇資料編1 考古

四、〇〇〇円

◇資料編2 古代・中世

三、五〇〇円

◇資料編3 近世一

三、五〇〇円

◇別編 民俗

四、〇〇〇円

藤枝市史研究

第一号

八〇〇円

野本寛一「民俗細見試行・タニシと日本人」、篠原和大「藤枝市志太所在九景寺古墳調査報告」ほか

第二号

八〇〇円

渡邊晃宏「二つの新任国司食料支給と公廨食法・国司巡行食法」、小川隆司「武田・徳川両氏の攻防と城郭」ほか

第三号

一、〇〇〇円

齋藤新「一八八〇年前後から一八九〇年代にいたる通信の事情と郵便の普及」、塚本裕己「天保11年碓井与助の旅日記について」、湯之上隆「心岳寺所蔵大般若波羅蜜多經」ほか

第四号

一、〇〇〇円

篠原和大・千葉佳奈子「駿河鬼岩寺中世墓地の調査」、石毛彩子「御子ヶ谷遺跡の再検討」ほか

第五号

一、〇〇〇円

大塚英二「近世後期駿遠地方における地域金融」、土居和江「藤枝地域の満州開拓移民」、北原勤「庄屋引渡諸帳面目録帳」―滝沢区有文書を伝えたもの―ほか

第六号

一、〇〇〇円

森山優「敗戦直後の藤枝町における食糧配給とその実態」、山杣誠「近代藤枝の月並俳諧」、新美倫子「鬼岩寺中世墓地出土の焼骨」ほか

第七号

一、〇〇〇円

土居和江「東京帝国大学学徒動員藩瀬戸谷会」について、八木洋行「雛祭りの民俗・雛人形の供物とお花」ほか

藤枝市史叢書

2 広幡村誌

八〇〇円

4 瀬戸谷村誌

八〇〇円

5 青島村誌

一、二〇〇円

6 葉梨村誌

八〇〇円

7 西益津村誌

一、〇〇〇円

8 岡村傳一郎少年の日記

一、〇〇〇円

9 藤枝町役場事務報告書

一、〇〇〇円

(明治・大正時代編)

10 藤枝町役場事務報告書

一、〇〇〇円

(昭和時代編)

一、〇〇〇円

※1・3は完売

刊行物についての問合せ

藤枝市郷土博物館

TEL 054-645-1100

古代役人の帯飾り

古代の日本では、中国（唐）に倣った律令とよばれる法体系のもとに中央集権の国づくりが進められていきます。大宝元年（七〇一）に制定された本格的な律令は、「大宝律令」と呼ばれ、これに続いて養老年間（七一―七二三）に編さんされた「養老律令」の両者が、基本的な制度となつていきます。律令では政治体制や地方行政、戸籍や租税、刑罰、宗教祭祀など様々な分野にわたる細かい規定がなされています。

律令体制のもとでは古代の官人は、都の皇族・貴族から地方（国・郡）の役人にいたるまで、一〇八位までの位階と、それに応じた官職によつて身分を位置付けられていました。さらに「衣服令」では、それぞれ身分・官職や男女に応じた衣服を着用するよう、詳細に定められています。儀式の場合の「礼服」、普段の出仕の時の「朝服」があり、位に応じて、身に付ける頭巾・衣・袴・腰帶・襪（現在の靴下や足袋にあたるもの）・履のほか笏・袋のような持ち物も材質や色が決められ、位が高いほど色鮮やかで上質な素材を着用することになっています。無位の、一般庶民の「制服」も定められています。

古代の志太郡や益頭郡の役人は、このような規定においてはどんな衣服を着たのでしょうか。最も地域に密着した地方官人である郡司は、律令官人制においては身分は低く、これらの定めの対象外になっているのですが、さらに細かい規則を定めている「選叙令」では大領（郡の長官）は外従八位上、少領（郡の次官）は外

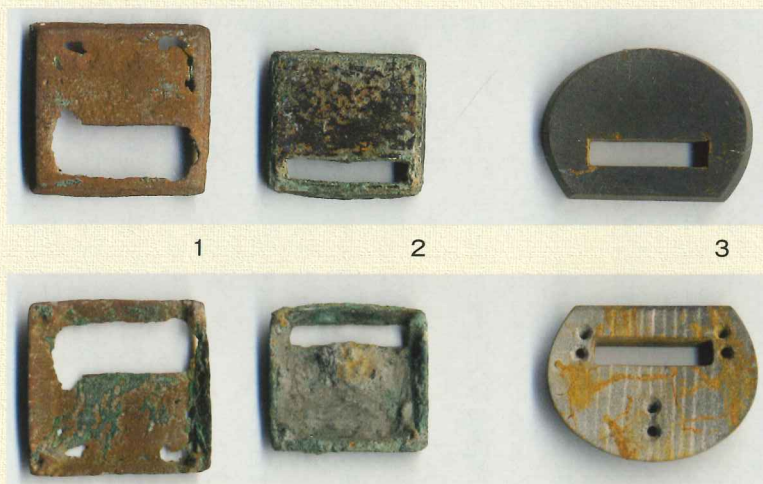
従八位下とされています。八位の文官の朝服では、衣の色は「深縹」で、現在の色でいえば藍色に近い色であると考えられます。また、腰帶は革製で黒漆塗りの「烏油腰帶」を使用しますが、これには方形・円形・半円形の帯飾りが付けられています。正倉院に伝わる宝物を参考にすると、黒革のベルトに帯飾りを並べて、鉾でかしめるか縫い付けたりして取り付けたと考えられます。革など有機質のものは残りにくいですが、金属製または石製の帯飾りは地中に埋まつて残り、遺跡から発掘されています。市内では、益頭郡衙に比定される郡遺跡で金属製の帯飾り（巡方）が一点、益頭郡衙に関連した施設とみられる水守遺跡では、金属製二点（1・2）と石製一点（3）が出土しています。1は縦二・九×横三・〇センチメートル、2は縦二・五×横二・六センチメートルのほぼ正方形で、下辺寄りに細長い長方形の透かしがあります。裏面を見ると四隅には革帯の本体に留めるための止めるための鉾がついています。3はいわゆる「石帯」で、縦二・五×横最大三・五センチメートル（底辺の幅二・六センチメートルの半円形で、裏面には三箇所にそれぞれ対になる潜り穴が穿たれており、ここに糸を通して革帯に固定するためのものと考えられます）。

帯飾りは郡衙に勤める役人が身につけた帯の部品であることから、このような出土遺物により、水守遺跡には郡の官人クラスの人物がかかわっていたことがわかります。さらに木簡や「益

厨」の墨書土器、硯など郡役所の事務用品が出土していることから、水守遺跡でみつかった一〇〇棟以上にのぼる建物群は益頭郡役所と深い関わりをもつ場所であつたといえます。郡衙の周辺には、郡衙で必要とする金属製品を鍛造・加工したり、石材を加工する工房などが広がっていたと予想され、水守遺跡もそのようなところであつた可能性が高いといえます。

（考古担当調査委員 岩木智絵）

／藤枝市郷土博物館



1・2 水守Ⅱ遺跡 3 水守Ⅰ遺跡（上：表、下：裏）